

水難救助合同訓練

平成29年3月10日（金）に当消防組合の管轄区域である淀川（淀川河川公園 佐太西地区付近船着場）にて水難救助訓練を行いました。

本訓練は水難救助事案発生時の初動やボートの操作、水面での要救助者の救出方法など水難現場での救助技術の向上を目的とした救助隊、消防隊の合同訓練です。

・水難救助

水難救助とは船舶の転覆事故や遊泳等で何らかの理由により水難事故に巻き込まれた人を捜索・救助することである。



・水難救助兼後方支援車

河川及び台風時等の水難事象発生時に対応する車両で、各種水難救助資機材を積載しています。また、大規模災害時には後方支援車として物資や、必要資機材等の搬送などを行います。

訓練風景

